

第18回小樽市自治基本条例策定委員会

- ・日 時 平成23年10月26日（水）16：00～17：30
- ・場 所 小樽経済センター 4F ホール
- ・出席者 横山会長、石黒副会長、荒田委員、栗田委員、小笠原委員
佐藤委員、神野委員、中委員、山埜委員（田口委員欠席）
（事務局）企画政策室 布

議題「市民参加（参画）・協働」についての条文検討を行った。検討部会からの条文案を元に、条文案の説明、部会での議論について説明

<部会での議論>

- ・「いかに市民が自由に参加が出来て、これからの小樽のまちづくりの可能性が広がっていくイメージ」が重要と思うが、その内容については、条例の前文、目的で表現されるべき。
- ・小樽の現状として、市民参加が低い現状にあることもあり、「参画」ではなく「参加」という表現を用いることとし、定義はしないこととした。ただし、今後の条例全体のバランスで「参画」という言葉を使うなら定義をすることになる。
- ・協働、コミュニティーについては定義付けをする。コミュニティーについては、誰もが参加できるようにおおらかなイメージになるよう配慮する。
- ・基本原則的な条項を規定する。情報共有と合わせて、参加、協働の部分から条例全体の基本原則として規定することも考えられる。基本原則の部分については議論の余地がまだあると考える。
- ・市の役割について、市の施策として市民参加を募る面だけでなく、市民のまちづくりに市が支援するような規定も配慮する必要があるのではないかと。
- ・まちづくり活動にも地域性があるので、その点にも配慮が必要と思う。
- ・市民の参加する権利については、市民の権利・責務の部分で議論する。

<条文案に対しての委員会の議論>

- ・コミュニティー活動の項目で、市の役割として「各団体の情報交換や活動拠点の確保その他の必要な支援」とあるが、この部分は、コミュニティー活動の部分ではなくて、参加、協働の部分に規定したほうが、法少し広く捉えることが出来るのではないだろうか。
- ・条文案では、章の見出しは「参加と協働」となっているが、基本原則以外で「協働」という表現を使っていないが、それでいいだろうか。ただ、「協働」という言葉自体、分かりづらい面もあるので、定義しておいて、基本原則に位置付ける。後は、市民参加、市の役割、コミュニティー活動について規定するという考え方もできる。
- ・基本原則を章として取り出すかどうかは、最後の全体の調整の中で見極めたい。
- ・表現の具体性などについては、最後の全体調整の中で見極めたい。

<全般としての議論>

- ・今後の議題として、行政運営なども入ってくるが、現行の地方自治法の改正などもあるので注意が必要と思うし、どこまで盛り込むかも議論のポイントになると思う。
(事務局で他市の状況をまとめて資料として提出することとした)
- ・総則、基本原則、小樽市の独自の規定についても、平行して議論をしていく。
- ・今後の流れについては、11月に検討部会の議論を受けて、市民、議員、市長、市職員の権利責務について議論する。12月には、行政運営を事務局資料を元に議論する。1月から3月にかけて、目的、総則、基本原則、小樽市の独自規定について、全体的なまとめと平行して行っていく。
- ・前文については、3月を目処に前文起草部会で作成していきたい。
- ・市民の定義について、住民投票の部分は結論に達していないが、住民投票の市民と、参加協働での市民とは、範囲が違ってくると思うので、その議論も必要と思う。
- ・「まちづくり」についてもどういったものか、定義するかどうかは別として、もう少し共通認識があったほうが良いと思う。
- ・条例において定義するかどうかは別として、「まちづくり」についてある自治体では、「自らが主体となって、豊かな暮らしを営むために、地域社会を築いていく活動をいいます」と規定しています。大体このイメージだと思う。
- ・市民においては、他市の例を見ると、市内居住者の他、通勤通学者、市内事業者及び団体と定義しているところが多い。まちづくりという意味では、住んでいる人のみを対象としては規定としても難しくなるのではないだろうか。
- ・事業者の権利、責務については難しい部分もある。事業者を校正する従業員としては、居住する人や通勤者で網羅されていると思うが、事業者自体の権利、責務となると難しい部分はあると思う。現実には会社として、地域参加はしているので、そういった部分を規定していくことになると思う。

上記の意見を考慮しつつ、検討部会案を条文案として、後日修正を加えていくこととした。以後日程を調整し終了した。